

**さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第13号**

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市見沼区選挙管理委員会  
委員長 倉島利三

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
見沼区役所内	1月28日から2月7日まで